第百二十条第一項を次のように改める。

前条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数の見込数を乗じて得た額に、同年度におけるイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率及び概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額

イ　当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額

ロ　全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額

二　被用者保険等保険者以外の保険者　当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額に、概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額

第百二十条第二項中「前項」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号イの標準報酬総額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、各年度の当該各号に定める額の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。

一　全国健康保険協会及び健康保険組合　被保険者ごとの健康保険法又は船員保険法に規定する標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。）

二　共済組合　組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

三　日本私立学校振興・共済事業団　加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額

四　国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）　組合員ごとの前三号に定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額

第百二十一条第一項を次のように改める。

第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数を乗じて得た額に、同年度におけるイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率及び確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額

イ　当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額（前条第二項に規定する標準報酬総額をいう。ロにおいて同じ。）を乗じて得た額

ロ　全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額

二　被用者保険等保険者以外の保険者　前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に、確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額

第百二十一条第二項中「前項」を「前項各号」に改める。

附則第十三条第一項中「第三十九条第一項第一号イ⑵」を「第二号イ⑵並びに第三十九条第一項第一号イ⑵及び第二号イ⑵」に、「後期高齢者支援金の額」を「除して得た額」に改める。

附則第十三条の二から第十三条の五の五までを削る。

附則第十三条の六の前の見出し及び同条を削る。

附則第十三条の五の七に見出しとして「（平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額の算定の特例）」を付し、同条第一項中「第三十五条第一項第一号」を「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第十条の規定による改正前の第三十五条第一項第一号」に、「附則第十三条の五の九第一項第一号」を「次条第一項第一号」に改め、同条第二号中「附則第十四条の八第一項第一号」を「附則第十四条の二第一項第一号」に、「附則第十三条の五の九第一項第二号」を「次条第一項第二号」に改め、同条第三号中「確定加入者調整率」の下に「（国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の第三十五条第一項第三号の確定加入者調整率をいう。以下同じ。）」を加え、「附則第十三条の五の九第一項第一号」を「次条第一項第一号」に改め、同条第四号中「附則第十三条の五の九第一項第二号」を「次条第一項第二号」に改め、同条を附則第十三条の二とする。

附則第十三条の五の八の前の見出し及び同条を削る。

附則第十三条の五の九に見出しとして「（平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金の額の算定の特例）」を付し、同条第一項中「第三十九条第一項第一号」を「第三十七条第一項の確定前期高齢者納付金の額は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の第三十九条第一項の規定により算定される額とする。この場合において、同項第一号」に改め、「までに掲げる額（特定健康保険組合」の下に「健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「標準報酬総額」の下に「（国保法等一部改正法第三条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。）」を、「確定後期高齢者支援金調整率」の下に「（国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の第百二十一条第一項の確定後期高齢者支援金調整率をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「対する特例退職被保険者等」の下に「（国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項第三号中「附則第十三条の五の七」を「前条」に改め、同条を附則第十三条の三とする。

附則第十三条の六の前の見出し及び同条を削る。

附則第十三条の七に見出しとして「（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額の算定の特例）」を付し、同条第一項第一号中「第三十五条第一項第一号」を「国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の第三十五条第一項第一号」に、「附則第十三条の九第一項第一号」を「次条第一項第一号」に改め、同項第二号中「附則第十四条の十第一項第一号」を「附則第十四条の三第一項第一号」に、「同項」を「同号」に、「次項」を「第三項」に、「附則第十三条の九第一項第二号」を「次条第一項第二号」に改め、同号イを次のように改める。

イ　加入者（特定加入者（次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。）である者を除く。）の数

⑴　健康保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

⑵　船員保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者